

1年変形届

作成・届出
解説

1年変形時間制に関する協定届 の作成・届出手続について

(R030401)

1年変形協定届の作成・届出手続

届出事由 ▶ 1年変形協定を締結した場合

届出期日 ▶ **あらかじめ**（1年変形協定にて労働させるより前）

※届出は、労使協定の効力発生要件ではありません。

届出単位 ▶ **各事業場**（支店・支社・工場・営業所 など）

届出先 ▶ **各事業場を所轄する労働基準監督署**
（監督部署：方面、監督課、監督安衛課 など）

届出様式 ▶ **労働基準法施行規則に定める様式**（様式第4号）

届出方法 ▶ **【電子申請】 or 【紙媒体提出（窓口提出・郵送）】**

※郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

--- **【紙媒体提出】** の場合 -----

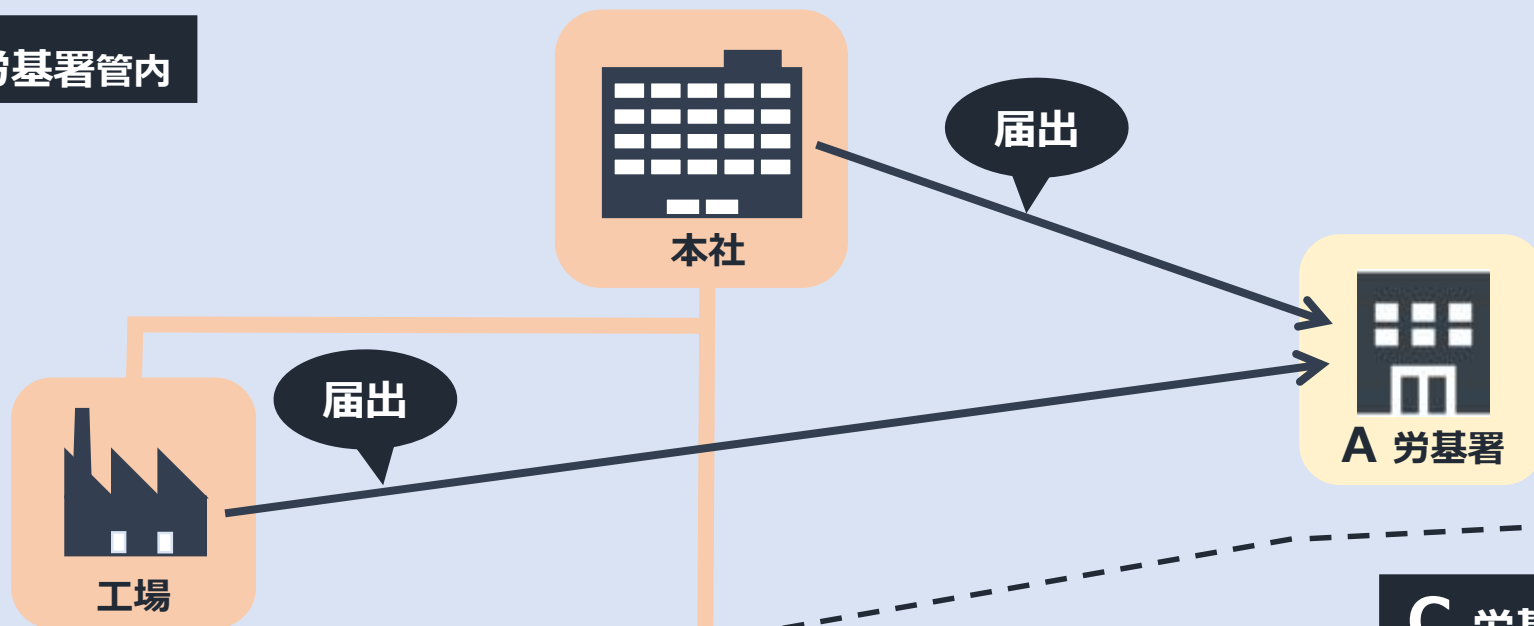
届出部数 ▶ **2部** 【届出用】 + 【控用】

【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

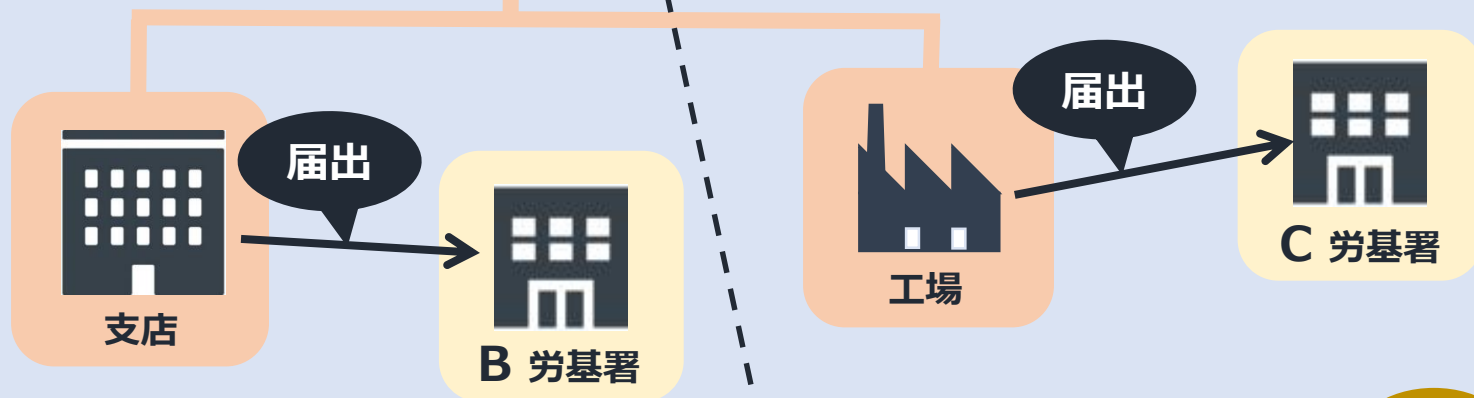
届出単位・届出先

各事業場単位で、所轄労基署へ届出

A 労基署管内



B 労基署管内

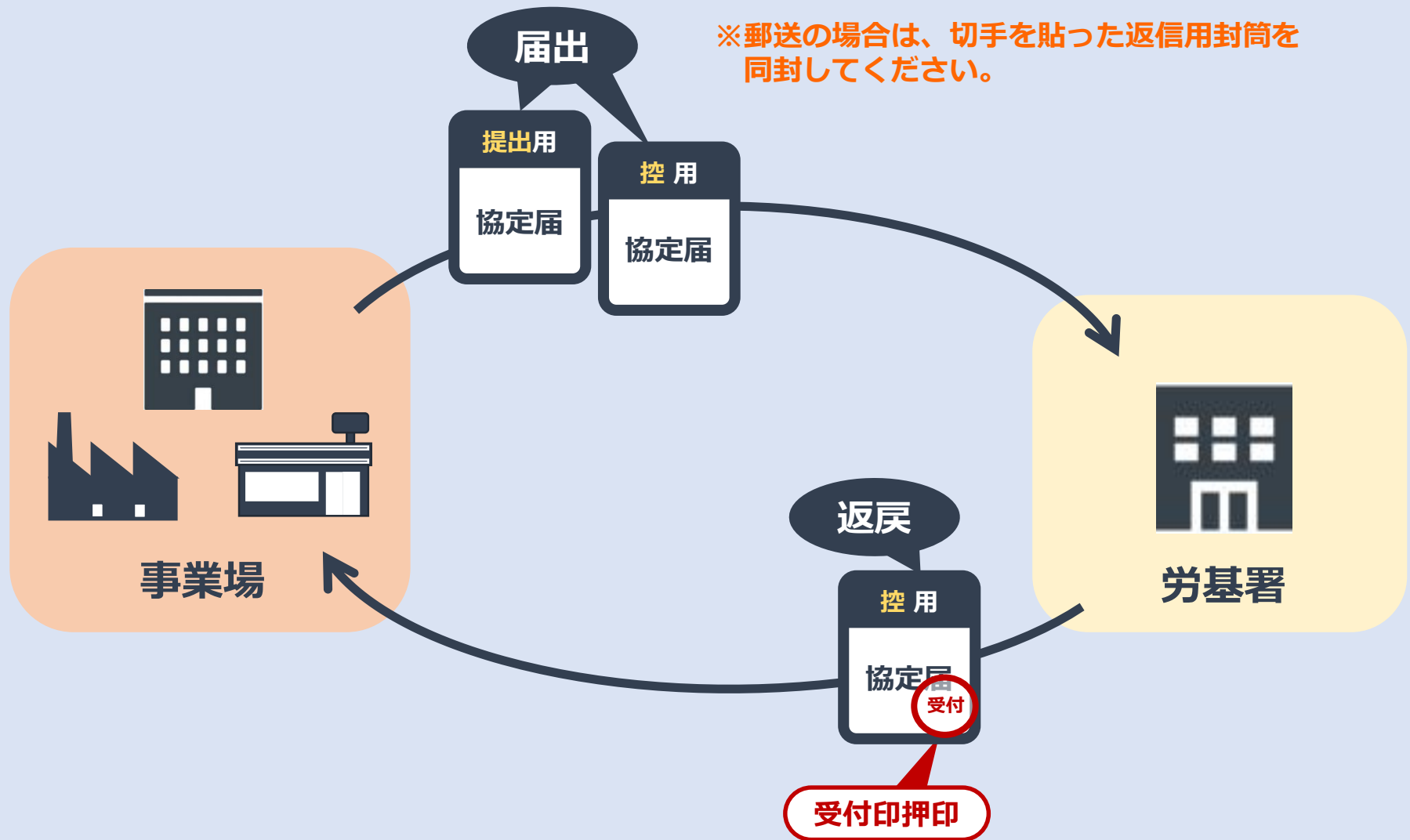


C 労基署管内

届出先 (岡山県内)

事業場の所在地	届出先労基署 (部署)	所在地・電話番号
岡山市、玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町のうち旧加茂川町地域	岡山署 (方面)	〒700-0913 岡山市北区大供2-11-20 086-225-0591
倉敷市、総社市、早島町	倉敷署 (方面)	〒710-0047 倉敷市大島407-1 086-422-8177
津山市、真庭市、美作市、久米南町、美咲町、 勝央町、奈義町、鏡野町、西粟倉村、新庄村	津山署 (監督課)	〒708-0022 津山市山下9-6 0868-22-7157
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	笠岡署 (監督・安衛課)	〒714-0081 笠岡市笠岡5891 0865-62-4196
備前市、赤磐市、和気町	和気署 (監督・安衛課)	〒709-0442 和気郡和気町福富313 0869-93-1358
新見市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町地域	新見署 (監督・安衛課)	〒718-0011 新見市新見811-1 0867-72-1136

届出部数 【紙媒体提出】の場合



【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

記入方法

A 事業場情報

様式第4号（第12条の4第6項関係）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）			常時使用する労働者数
		（電話 ）			人
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間及び特定期間 （起算日）	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の 平均労働時間数	協定の有効期間	
人 （ 人）		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分 （時間分）	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分 （時間分）	対象期間中の 総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		

B 協定内容

旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

C 旧協定情報

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全て労働者の過半数を代表する者であること。□（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

職名
氏名
使用者

労働基準監督署長 殿

D 協定締結情報

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき、満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第6項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労働者と使用者との合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

E 届出手続情報

様式第4号 (第12条の4第...係)



1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

Point

労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数	日
--------------------------------	------	--------------------------------	------	-------------	---

① 「対象事業場」の業種を記入 (企業本社の業種を記入するものではない。)

対象期間中の労働時間が40時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日
-----------------------	---	------------------	---

② 複数の事業を行っている場合、「主な業種」を記入 (1事業場=1業種)

旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日
----------------------	------	-----------------	---

記入例

- 製造業
- 建設業
- 土石採取業
- 貨物運送業
- 林業
- 小売業
- 卸売業
- 旅館業
- タクシー業
- 理容業
- 美容業
- 銀行
- 保険業
- 自動車教習所
- 病院
- 診療所
- 社会福祉施設
- 通信業
- 学習塾
- 飲食店
- 清掃業
- 人材派遣業
- 警備業
- その他の事業

労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」を欄に括弧書きすること。

「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第1項関係)



1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

Point

労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数	日
① 法人は「 法人名 」を、 個人事業 は「 屋号・店舗名 」を記入					
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		

事業の名称

喫茶 ももたろう

旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間	日
協定の成立年月日	年 月 日				

② (上位組織がある場合) 最上位の組織から**組織階層順**に記入

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□ (チェックボックスに記入)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

事業の名称

厚生労働株式会社 中国支店 岡山営業所

記入例

①**企業名** → ②**支社名** → ③**営業所名**の順に記入

③ (本社等の場合) 「**本社**」等と併記

記載心得

労働基準法第60条第3項第2号の規定に該当する労働者数を記入すること。

「対象期間及び特定期間」欄に「対象期間中」を記入すること。

「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第5項に規定するものであること。

協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者として、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これを条件と満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

事業の名称

厚生労働株式会社 **本社**

記入例

6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間に関する協定届



事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
				人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

Point

労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数	日
①					

① 「対象事業場」の所在地を記入

記入例

事業の所在地 (電話番号)
 (〒123-4567) ○▽◇市◎△□町1-2-3
 《担当: 総務課 ○○》 (電話番号 9876-54-3210)

問い合わせの必要が生じた場合のため

② 「担当部署・担当者名」を記入

③ (担当者が本社所在の場合) 「本社の所在地 (電話番号)」を併記

記入例

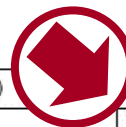
事業の所在地 (電話番号)
 (〒123-4567) ○▽◇市◎△□町1-2-3
 (電話番号 9876-54-3210)
 【本社】○○県○▽◇市◎△□町7-8-9
 《担当: 管理係 ○○》 (電話番号 1234-56-7890)

問い合わせの必要が生じた場合のため

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号（第12条の4第6項関係）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届



事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
		（電話）		
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間及び特定期間 （起算日）	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 （人）		別紙	時間 分	Point
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分	
① 対象事業場に常態的に在籍する労働者の人数を記入				日間
<small>対象期間中の労働時間が48時間を超える週数</small>				日間
<small>対象期間中の最も長い連続労働日数</small>				日間
<small>特定期間中の最も長い連続労働日数</small>				日間
旧協定	★ 「1年単位の変形労働時間制」の対象としない労働者を含めます。			時間 分
旧協定の労働時間	★ 非正規労働者（パートタイマー・アルバイトなど）を含めます。			日
協定の成立年月日	★ 派遣先事業場の場合、派遣労働者を含めません。			
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者が事業場の全て				
上記協定の当事者で労働者の過半数を代表する者が事業場の全て				
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□（チェックボックスに要チェック）				

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

Point

① 「1年単位の変形労働時間制」を適用する対象者数を記入

労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数	日
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		日間
旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

★ 労基法32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制

満18歳未満の者 労基法32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制の対象者とはできません。
 労基法60条第3項に基づいて、所定労働時間の上限を週48時間以内・1日8時間以内とする1年単位の変形労働時間制を適用することができます。

妊産婦が請求した場合 (妊娠中・産後1年以内の女性) 1年単位の変形労働時間制の対象者とされていても、週40時間・1日8時間を超えて労働させることはできません。

1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に1年単位の変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者) (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	対象期間中の最も長い連続労働日数	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間
旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数		時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数		時間 分
協定の成立年	★ 労基法60条第3項 に基づく1年単位の変形労働時間制			
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名				
協定の当事者 (労働者)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 制約条件 </div>			
上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者 (労働者)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 1週間の所定労働時間 ≤ 48時間 1日の所定労働時間 ≤ 8時間 </div>			
上記労働者の過半数を代表する者 (労働者)	上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全労働者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)			
年 月 日	使用者	職名	氏名	
労働基準監督署長 殿				

Point

満18歳未満

① 「1年単位の変形労働時間制」を適用する満18歳未満の対象者数を記入

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

Point

対象期間

労働時間を変形する**期間の単位**を記入 (1か月 < 対象期間 ≤ 1年間)

特定期間

特に業務が繁忙な期間となるため、**連続労働日数の限度 (6日)**を適用しない期間を記入
(※ 特定期間の最長の連続労働日数 ≤ 1日/週 = 12日)

起算日

対象期間の**初日**を記入

特定期間が「なし」の場合
記入例

対象期間及び特定期間 (起算日)	
対象期間	1年間
特定期間	なし
(令和〇年4月1日)	

特定期間が「あり」の場合
記入例

対象期間及び特定期間 (起算日)	
対象期間	1年間
特定期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(令和〇年4月1日)	

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時使用する労働者数
		(電話)	人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の 均労働時間数
人 (人)		別紙	時間 分

Point

① 対象期間中の「所定労働時間」と「所定休日」を記載した文書を添付

② 添付文書は、任意様式

例 1

各所定労働日の所定労働時間数・所定休日を記載した文書

例 2

年間休日カレンダー (各所定労働日の所定労働時間数が記載されたもの)

例 3

労使協定書のコピー + 年間休日カレンダー (各所定労働日の所定労働時間数が記載されたもの)

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間平均労働時間	協定の有効期間
人 ()		別紙	時間 分	



Point

① 対象期間中の1週間当たりの平均所定労働時間数を記入

対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 週 特定期間中の最も長い連続労働日数 日間

$$\text{平均所定労働時間数} = \frac{\text{対象期間の総所定労働時間数} \text{ (最も長い日の労働時間数)} \times 7}{\text{対象期間の暦日数}}$$

※1分未満の端数切上げ

② 平均所定労働時間数は、40時間以内 (平均所定労働時間数 ≤ 40時間00分)

記入例

対象期間中の1週間の
平均労働時間数

38 時間 42 分

1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1 平均労働時	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の 総労働日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	
旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	協定の有効期間
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の労働時間	時間 分	令和〇年〇月〇日 から1年間
協定の成立年月日	年 月 日	協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名	氏名	
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()		氏名	氏名	



Point

① 協定の有効期間を記入

協定の効力を発生させる期間

記入例

協定の有効期間

令和〇年〇月〇日
から1年間

② 有効期間は、1年間程度とすることが望ましいこと

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		

Point

① 対象期間中で、最長の「1日の所定労働時間数」を記入

協定の労働時間が最も長い日の労働時間数 (時間 分) | 協定の対象期間中の総労働日数 (日)

協定の成立年月日 || 年 月 日

★ 労基法32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制の対象期間

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が労働基準法第12条第1項に規定する監督又は管理の地位にある者であり、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

② 【原則】最も長い日の所定労働時間数は、10時間以内

(最も長い日の所定労働時間数 ≤ 10時間00分)

労働基準監督署長 殿

③ 【例外】隔日勤務のタクシードライバーの場合

最も長い所定労働日の所定労働時間数は、16時間以内

※上記の例外が適用となるには条件があります。詳細は管轄の労基署にお尋ねください。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	Point	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		

満18歳未満

① 満18歳未満の対象者について

対象期間中で、**最長の「1日の所定労働時間数」**を記入

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働者 (労働者の過半数を代表する者) 及び労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。★**労基法60条第3項**に基づく1年単位の変形労働時間制の対象期間

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

② 最も長い日の所定労働時間数は、**8時間以内**

労働基準監督署長 (最も長い日の所定労働時間数 ≤ 8時間00分)

③ 満18歳未満の対象者がいない場合には、記入不要

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「1日の所定労働時間数」の欄は、労働時間が最も長い日の労働時間数を記入すること。
 - 「最も長い週の労働時間数」の欄は、労働時間が最も長い週の労働時間数を記入すること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	Point	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		

① 対象期間中で、**最長の「週の所定労働時間数」**を記入

★ **労基法32条の4**に基づく1年単位の変形労働時間制の対象期間

② **最も長い週の所定労働時間数は、52時間以内**
(最も長い週の所定労働時間数 ≤ 52時間00分)

1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	Point	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		



満18歳未満

① 満18歳未満の対象者について

対象期間中で、**最長の「週の所定労働時間数」**を記入

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働者 (労働者の過半数を代表する者) が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

★ 労基法60条第3項に基づく1年単位の変形労働時間制の対象期間

② 最も長い週の所定労働時間数は、48時間以内

労働基準監督署長 (最も長い週の所定労働時間数 ≤ 48時間00分)

③ 満18歳未満の対象者がいない場合には、記入不要

記載心得
1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間算定の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。


3 「

4 「

5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	

Point

① 対象期間中の所定労働日数を記入

② 【対象期間が3か月を超過する場合】 所定労働日数は、「限度日数」以内

〔対象期間 > 3か月〕 ▶ (所定労働日数 ≤ 限度日数)

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにした投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

所定労働日の限度日数

様式第4号（第12条の4第6項関係）

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
		（電話 ）		人
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間及び特定期間 （起算日）	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の 平均労働時間数	協定の有効期間
人 （ 人）	A	別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）	B 時間 分 （時間 分）	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	C 時間 分 （時間 分）	対象期間中の 総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	
旧協定の対象期間	D	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	E 時間 分	
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	F 時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	G 日	

START

「(新・旧)対象期間」が3か月を超えるか？

- ① 超える ($A > 3\text{か月}$ and $D > 3\text{か月}$)
- ② 超えない ($A \leq 3\text{か月}$ or $D \leq 3\text{か月}$)

「1日の最長所定労働時間数」が「旧協定の時間数」を超えるか、または「9時間」を超えるか？

- ① 超えない ($B \leq D$ and $B \leq 9$)
- ② 超える ($B > D$ or $B > 9$)

「週の最長所定労働時間数」が「旧協定の時間数」を超えるか、または「48時間」を超えるか？

- ① 超えない ($C \leq F$ and $C \leq 48\text{時間}$)
- ② 超える ($C > F$ or $C > 48\text{時間}$)

制限なし

次の①または②のうちで、いずれか少ない日数

- ① 280日
- ② $G \times \frac{365\text{日}^{\ast}}{\text{旧協定の対象期間の暦日数}} - 1$ （端数切捨）

※うるう日を含む場合でも365日

【対象期間=1年】の場合→280日

【対象期間<1年】の場合

$$280\text{日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365\text{日}^{\ast}} \quad (\text{端数切捨})$$

※うるう日を含む場合でも365日

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 (時間)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		



旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	Point
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数
<p>① 【対象期間が3か月を超過する場合】 週所定労働時間が48時間を超過する週の連続週数を記入 (週所定労働時間 > 48時間)</p> <p>② 連続週数は、3以内 (連続週数 ≤ 3)</p>		

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施された選挙等の方法による手続により選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号（第12条の4第6項関係）

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数
		（電話 ）		人
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間及び特定期間 （起算日）	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 （人）		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分 （時間 分）	労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）	時間 分 （時間 分）	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間



旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	Point
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数

① 【対象期間が3か月を超過する場合】

対象期間を初日から3か月ごとに区分した各期間について
週所定労働時間が48時間を超過する週の初日の数を記入

② 48時間を超過する週の初日の数は、

3か月ごとに区分した各期間について3以内

（48時間超過週の初日の数 ≤ 3 / 3か月ごとに区分した各期間）

1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間超過の期間の平均を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間



旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	Point
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数

① 対象期間中 (特定期間を除く) について、最長の連続労働日数を記入

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること、 (チェックボックスに要チェック)

② 最長の連続労働日数は、6日以内

年 月 (最長の連続労働日数 ≤ 6日)



休日 1 2 3 4 5 6 休日

← 最長連続労働日数 ≤ 6日 →

- 1 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者」に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その単位を「日」で記入すること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

- 5 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにする投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 6 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日	



旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	Point
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数	

① 特定期間について、最長の連続労働日数を記入

※特定期間を定めない場合、記入は不要です。

② 特定期間の最長の連続労働日数は、週に1日の休日を確保できる日数

(特定期間の最長の連続労働日数 ≤ 1日/週 = 12日)

第1週

第2週

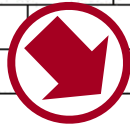
1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目	12 日目	13 日目	14 日目
休日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	休日

★1日目(第1週の初日)と14日目(第2週の最終日)を所定休日とした場合、最長連続労働日数は、12日となる。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	日間	

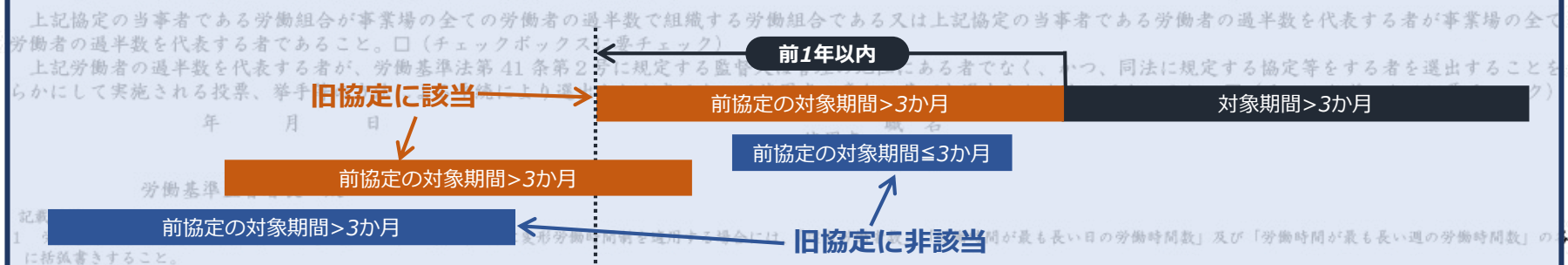


旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	Point
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	

① 旧協定の対象期間を記入

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□ (チェックボックスを必ずチェック)
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手投票によるものであること。

★ 対象期間 (3か月超に限る) の初日の前1年以内の日を含む前協定の対象期間 (3か月超に限る)



記入例

旧協定の対象期間	令和〇年〇月〇日から1年間
----------	---------------

② 旧協定がない場合には、記入不要

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日	日	日
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日	日	日



旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 氏名

Point

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

① 旧協定の対象期間中で、最長の「1日の所定労働時間数」を記入
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

② 旧協定がない場合には、記入不要
年 月 日 職名 氏名
労働基準監督署長 殿

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		



旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 氏名

Point

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

① 旧協定の対象期間中で、最長の「週の所定労働時間数」を記入
上記「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

② 旧協定がない場合には、記入不要
年 月 日 職名 氏名
労働基準監督署長 殿 使用者

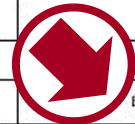
記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	日間	



旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 氏名

Point

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記 **① 旧協定の対象期間中で、所定労働日数を記入** は、旧協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日 職名
② 旧協定がない場合には、記入不要 使用者 氏名
労働基準監督署長 殿

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 ()		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		

旧協定対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

Point

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記①の当「協定の成立日」を記入
 労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

労使双方が協議し、協定内容に合意した日 (協定の締結日) 名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

Point

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種別	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時使用する労働者数
① 【過半数組合がある場合】 「労働組合の名称」・「労働組合での役職名」・「氏名」を記入	該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	協定の有効期間
記入例	職名 氏名	◎◇▽◇労働組合 執行委員長	
② 【過半数組合がない場合】 「事業場での職名」・「氏名」を記入	労働時間が最も長い労働者数 (満18歳未満の者)	労働時間数 (時間 分)	対象期間中の労働日数
記入例	職名 氏名	検査課 検査2係 係長	
③ (職名がない場合) 「職務名」・「部署・職階」・「職務名・雇用形態」等を記入	旧協定の労働者数	協定の労働者数	協定の締結日
記入例	職名	自動車運転手	
	職名	業務課 一般社員	
	職名	接客担当 アルバイト	

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である場合は、労働組合の代表者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

Point

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時使用する労働者数
① 労働者の過半数代表者の「選出方法」を記入			
該当労働者 (満18歳未満)	選出方法 投票による選挙 (起算日)	選出方法 挙手による選挙 の労働時間並びに所定休日	選出方法 持ち回り決議 平均労働時間数
(人)	選出方法 投票による信任	選出方法 挙手による信任	選出方法 回覧による信任
労働時間が最も長い日の労働 (満18歳未満の者)	× 使用者 (会社) による指名	× 使用者の意向に基づく選出	
「1年変形協定の締結者を選出」することを明らかにした上で、選出することが必要			
② 過半数労働組合の場合は、記入不要			
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日 職名 氏名
使用者

労働基準監督署長 殿



- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

Point

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	常時使用する労働者数
<p>① 労働者側代表が締結当事者要件を充足している場合にチェック</p>			
<p>該当労働者数 (満18歳未満の者)</p>	<p>対象期間及び特定期間 (計算日)</p>	<p>対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日 (別紙)</p>	<p>対象期間中の1週間の平均労働時間数 (時間 分)</p>
<p>【過半数組合の場合】 事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合であること。</p>			
<p>労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)</p>	<p>労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)</p>	<p>時間 分</p>	<p>時間 分</p>
<p>【労働者の過半数代表者の場合】 事業場の全労働者の過半数を代表する者であること。</p>			
<p>労働時間が48時間を超える週数</p>	<p>週</p>	<p>特定期間中の最も長い連続労働日数</p>	<p>日間</p>
<p>旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数</p>	<p>時間 分</p>	<p>旧協定の対象期間中の総労働日数</p>	<p>日間</p>



チェックがない協定届は、形式要件不備！！



上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である 職名 氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

労働基準監督署長 殿

- 記載心得
- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
 - 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
 - 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
 - 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
 - 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
 - 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

Point

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
<p>① 労働者の過半数代表者の適格性が充足している場合にチェック</p>				
該当労働者 (満18歳未満の者)	【過半数代表者の適格性】 特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週 の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の 平均労働時間数	協定の有効期間
<p><input type="checkbox"/> 事業場の全労働者の過半数が選任を支持していること。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理監督者ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 適正な民主的手続きにより選出されたこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用者(会社)の意向により選出されていないこと。</p>				
労働時間が最も長い日 (満18歳未満の者)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (時間 分)	対象期間中の 最も長い連続労働日数 (日)	対象期間中の 最も長い連続労働時間数 (時間 分)	対象期間中の 総労働日数 (日)
旧協定の対象期間 年 月 日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数 (時間 分)	旧協定の対象期間中の総労働日数 (日)		
<p>② 過半数労働組合の場合は、チェック不要</p>				
協定の成立年月日 年 月 日				



協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

Point

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
① 使用者の「役職名」を記入		(電話)	人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各 の労働時間並び	記入例 職名 代表取締役社長 氏名 ○○ ○○	有効期間
② 使用者の「氏名」を記入		別紙	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の 総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数		日間
対象期間中の労働時間	協定書と協定届を兼ねる場合		<input type="radio"/> 署名捺印	<input type="radio"/> 署名
			<input type="radio"/> 記名押印	<input checked="" type="radio"/> 記名
旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分	
別途、協定書を作成し、協定届に転記する場合		<input type="radio"/> 署名捺印	<input type="radio"/> 署名	<input type="radio"/> 記名押印
		<input type="radio"/> 記名		
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名				

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する労働者の過半数を代表する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたものであつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者

職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたものであつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
		(電話)		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		別紙	時間 分	

労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日	Point
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の最も長い連続労働日数	日間	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		

① 「届出年月日」を記入

② 郵送で届け出る場合は、「郵便ポストへの投函日」を記入

旧協定の対象期間	時間 分	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名			

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表すること。□ (チェックボックスに要チェック)
労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかに実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

職名
使用者 氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間計算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかに投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数	
		(電話)		人	
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間	
人 (人)		別紙	時間 分		
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間		

Point

旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数	日
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分		

① 「対象事業場」を所轄する労働基準監督署名を記入

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。□ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして、投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□ (チェックボックスに要チェック)



年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして、投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。